

2020年4月14日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）橋本聖子 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

女性会議中央本部
共同代表 工藤鈴子 奥節代
東京都文京区本郷 2-27-2 東眞ビル 5階
TEL：03-3816-1862

新型コロナウイルス対策に女性・子どもへの緊急対策を入れてください

私たちは、平和、人権、環境問題などにとりくみながら、男女共同参画社会の実現をめざして活動している全国組織の女性団体です。

新型コロナウイルス対策で国民のいのちと暮らし、人権を守る責務を負われる皆さまに、敬意を表します。しかしながら、十分に科学的根拠や、医療態勢のデータも示さないまま「一斉休校」「自粛」などを一方的に発信しながら、個人への休業所得や支援施策も不十分、未だにPCR検査件数がアジア諸国と比べても少ない現状は、国民に大きな不安と不信をもたらしています。

さて、感染防止に必要な措置であったとしても、UN Women（国連女性機関）が各国に注意喚起をしたように、一斉休校と自宅待機は女性と子どもたちにDV（ドメスティックバイオレンス）と貧困という新たな命の危険をもたらしています。UN Womenは、新型コロナウイルス対策のなかに、実効性ある貧困対策やDV対策を入れこみ、ウイルス対策の意志決定の場に女性を参画させるよう、各国に求めています。そこで、日本ではこの注意喚起に対し、具体的にどのような対策が取られているのかを伺うとともに、下記の点について要望いたします。

記

1. 自粛要請、一斉休校で高まるDVの危機の認識を

3月2日の一斉休校から1ヶ月、緊急事態宣言から1週間が経過しましたが、DV、レイプなどの全国の実態把握はできていますか。ワンストップセンター、児童相談所、保育所、学童保育等の関係機関に特に今DVの危険が高まっていることを注意喚起しましたか。各所から件数の増大、深刻化などの報告がありましたか。

2. 相談・避難受け入れ態勢の拡充を

相談窓口が24時間、365日、被害を訴えられる態勢が維持されていますか。常時相談ができるホットラインや避難シェルターがいつでも使える施策になっていますか。加害者の

監視下にあっても連絡できる手段として緊急メールの受付など、助けを求める場所が縮小しないよう、各都道府県に要請するとともに、国独自の対策を実施してください。

3. 賃金・社会保障等における差別の解消

同一労働同一賃金が実現していない日本では社会保障においても未だ男女の差別的取り扱いが残っています。日常的な経済力の差を考慮した休業補償や給付を検討すべきです。今回政府が出した生活支援臨時給付金（仮称）は、世帯主の所得だけを対象にしていることも、世帯単位で支給することも大変差別的である上、本当に必要な人に届かない制度です。今の制度設計ではDVで夫から逃げている女性や子どもの経済支援にはつながりません。さまざまな支援は個人単位で行なってください。

4. 高齢女性への対策

男女差別賃金の結果、高齢女性の多くが低年金です。情報弱者の可能性もあります。独居老人の現状把握と十分な支援を行ってください。

5. いのちと暮らしを支える女性労働者への支援

自粛要請の中でも、人びとのいのちと暮らしを支えるために多くの女性がハイリスクの中で働いています。医療従事者はもとより、保育、介護、配達、食品製造、小売業等々は元々低賃金で過酷な労働である上、コロナウイルス感染の危険も伴う仕事になっています。労働条件の改善と危険手当なども含めた経済的支援が必要です。

6. 貧困と虐待から子どもを助けるために

一斉休校が長期化し、子ども食堂も閉鎖を余儀なくされる中、食べられない子ども、虐待を受ける子どもが命の危険にさらされています。家が危険な子どもの逃げ場所としての一部学校開放、施設開放を至急行ってください。（一部自治体で行われています）また、給食施設や地域の飲食店を使った官製子ども食堂を実施し、子どもだけではなく、解雇や雇い止めになった大人や貧困者のために開放してください。（例えば食事券を配って契約した飲食店や学校で給食が食べられるシステム）

7. 国家予算による早急な国民生活の救済を

1～6の施策は一部の自治体で実施されているかもしれませんが、しかし、財政力の差が命の格差になってはなりません。日本のどこに住んでいてもコロナウイルス対策によって生活の安定と命の安全がはかれるように財政出動するのは国の義務と考えます。

8. 男女共同参画の視点をコロナ対策に

1～7の政策は男女共同参画局や雇用環境・均等局、子ども家庭局、社会・援護局などがしっかりと新型コロナウイルス感染症対策本部に情報を提供し、政策に反映する努力をしてください。